

蕨市立図書館設置及び管理条例施行規則の一部改正

改正後	改正前																						
<p>(休館日)</p> <p>第3条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、蕨市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるときは、これを<u>変更し、又は臨時に休館することができる。</u></p> <p>(1) <u>毎週月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）に当たるときは開館日とし、その翌日を休館日とする。）</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用時間)</p> <p>第4条 図書館の利用時間は、次の表のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを<u>変更することができる。</u></p>	<p>(休館日)</p> <p>第3条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、蕨市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるときは、これを<u>変更し、又は臨時に休館することができる。</u></p> <p>(1) <u>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</u></p> <p>(2) <u>毎週月曜日（その日が国民の祝日に当たるときは、その翌日も休館日とする。）</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用時間)</p> <p>第4条 図書館の利用時間は、次の表のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを<u>変更することができる。</u></p>																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>館名</th> <th>曜日</th> <th>利用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">図書館</td> <td><u>火曜日～金曜日（前条第1項の休館日及び祝日を除く。）</u></td> <td>午前10時～午後6時</td> </tr> <tr> <td><u>土曜日、日曜日及び祝日</u></td> <td>午前9時～午後6時</td> </tr> <tr> <td>塚越分館 錦町分館 北町分館</td> <td>前条第2項の休館日を除く毎日</td> <td>午前9時～午後10時</td> </tr> </tbody> </table>	館名	曜日	利用時間	図書館	<u>火曜日～金曜日（前条第1項の休館日及び祝日を除く。）</u>	午前10時～午後6時	<u>土曜日、日曜日及び祝日</u>	午前9時～午後6時	塚越分館 錦町分館 北町分館	前条第2項の休館日を除く毎日	午前9時～午後10時	<table border="1"> <thead> <tr> <th>館名</th> <th>曜日</th> <th>利用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">図書館</td> <td><u>火曜日～金曜日</u></td> <td>午前10時～午後6時</td> </tr> <tr> <td><u>土曜日～日曜日</u></td> <td>午前9時～午後6時</td> </tr> <tr> <td>塚越分館 錦町分館 北町分館</td> <td>前条第2項の休館日を除く毎日</td> <td>午前9時～午後10時</td> </tr> </tbody> </table>	館名	曜日	利用時間	図書館	<u>火曜日～金曜日</u>	午前10時～午後6時	<u>土曜日～日曜日</u>	午前9時～午後6時	塚越分館 錦町分館 北町分館	前条第2項の休館日を除く毎日	午前9時～午後10時
館名	曜日	利用時間																					
図書館	<u>火曜日～金曜日（前条第1項の休館日及び祝日を除く。）</u>	午前10時～午後6時																					
	<u>土曜日、日曜日及び祝日</u>	午前9時～午後6時																					
塚越分館 錦町分館 北町分館	前条第2項の休館日を除く毎日	午前9時～午後10時																					
館名	曜日	利用時間																					
図書館	<u>火曜日～金曜日</u>	午前10時～午後6時																					
	<u>土曜日～日曜日</u>	午前9時～午後6時																					
塚越分館 錦町分館 北町分館	前条第2項の休館日を除く毎日	午前9時～午後10時																					
<p>(図書資料の貸出点数及び期間)</p> <p>第10条 図書資料（図書館資料のうち、視聴覚資料を除いたものをいう。以下同じ。）の貸出しは<u>10点以内</u>とし、期間は2週間以内とする。ただし、教育委員会が許可したときは、この限りでない。</p> <p>(団体の図書館資料の貸出点数及び期間等)</p> <p>第13条 団体貸出<u>点数</u>は、1団体1回につき<u>50点以内</u>とし、期間は1か月以内とする。</p>	<p>(貸出冊数及び期間)</p> <p>第10条 図書資料（図書館資料のうち、視聴覚資料を除いたものをいう。以下同じ。）の貸出しは<u>5冊以内</u>とし、期間は2週間以内とする。ただし、教育委員会が許可したときは、この限りでない。</p> <p>(貸出冊数及び期間等)</p> <p>第13条 団体貸出<u>冊数</u>は、1団体1回につき<u>50冊以内</u>とし、期間は1か月以内とする。</p>																						

改正後			改正前		
<p>ただし、教育委員会が許可したときは、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(視聴覚資料の貸出点数及び期間)</u></p> <p>第15条 視聴覚資料の貸出期間及び数量は、次の表のとおりとする。ただし、教育委員会が許可したときは、この限りでない。</p>			<p>ただし、教育委員会が許可したときは、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(貸出期間及び数量)</u></p> <p>第15条 視聴覚資料の貸出期間及び数量は、次の表のとおりとする。ただし、教育委員会が許可したときは、この限りでない。</p>		
資料	期間	数量	資料	期間	数量
			紙芝居	<u>2週間以内</u>	<u>4組以内</u>
コンパクトディスク及び録音テープ	2週間以内	<u>5点以内</u>	コンパクトディスク及び録音テープ	2週間以内	<u>4点以内</u>
ビデオテープ及びデジタルバーサタイルディスク	2週間以内	<u>5点以内</u>	ビデオテープ及びデジタルバーサタイルディスク	2週間以内	<u>3点以内</u>